

# ストックヤード運営事業者登録の「申請書ファイル」に関する注意事項について

国土交通省不動産・建設経済局建設業課  
令和5年3月

本ファイルはストックヤード運営事業者登録申請等の際に必要な表1の様式をまとめたものです。  
以下の注意事項を確認のうえ申請書を作成ください。

## 1. 共通事項

- 本ファイルは申請する事業者ごとに1つのファイルで作成ください。
  - 本ファイルでは10箇所までのストックヤードの登録申請が可能です。  
将来10箇所を超える可能性がある場合は、あらかじめ20箇所用の申請書ファイルを使用ください。
  - 本ファイルでは、列の削除などやシートの移動・挿入・削除が行えないよう制限を行っています。
- 次回更新申請や変更届の際には、登録後に返送された登録済の申請書ファイルを使用してください。
- 運営事業者やストックヤードの登録抹消後やストックヤードの登録解除後に、これらを再登録する場合を除き、登録済の申請書ファイルを他の運営事業者の申請で流用せず、必ず新しい申請書ファイルを用意して使用ください。
- 入力箇所は全て入力ください。



赤色・・・必須記入入力箇所

赤色が残らないよう作成してください。

薄黄色・・・必要に応じて入力する箇所（必要事項が入力されていない場合には登録しない場合があります）

表1 本申請書ファイルの構成

様式名	様式名	タイトル	申請書ファイルのシート名	用途	
				新規	更新・変更
様式第一号（1）（第四条第一項関係）	ストックヤード運営事業者登録申請書兼変更届出書	ストックヤード運営事業者登録申請書兼変更届出書	申請書（1）	●	●
様式第一号（2）（第四条第一項関係）	ストックヤード	ストックヤード	申請書（2-X）	●	○
様式第二号（第四条第二項第一号関係）	誓約書	誓約書	誓約書	●	○

凡例 ●：必須記入又は修正  
○：必要に応じて修正

## 2. 申請書(1)について ～ストックヤード運営事業者登録申請書～

(1) シート「申請書(1)」は、ストックヤード運営事業者の登録申請書になります。

なお、新規登録申請のほか更新申請、変更届にあたっても使用します。

『更新』『変更』の場合もすべての項目を記載（変更箇所以外も記載したままとする）し、**変更箇所は赤文字**としてください。

(2) 「登録の種類」の選択

申請者は申請書(1)の申請内容及び申請書(2)の申請の種類に応じて『新規』『更新』『変更』のいずれかを選択してください。

	申請書(1)	申請書(2)			
		箇所追加あり	記載変更あり	登録を解除する	変更なし
新規登録申請	新規	新規	—	—	—
更新申請	更新※1	新規	変更	解除(自主的)	登録済み (選択変更しない)
変更届	変更※2				

※1 登録有効期間の更新を伴う申請を行う場合（登録内容の「変更」を伴うものを含む）は「更新」を選択ください

なお、「変更」は変更が生じた日から30日以内に届出ることが必要です

また、「更新」は登録有効期限の180日前から申請可能です

※2 申請書(1)に変更内容がない場合であっても申請書(2)のいずれかに「新規」「変更」「解除」がある場合は「変更」を選択ください

※3 「登録済み」「抹消(取消処分)」は受付側が選択する項目となります

※4 「抹消(取消処分)」「解除(自主的)」後に再登録を行う場合には返送された登録済の申請書ファイルを利用のうえ「新規」を選択ください

(3) その他の入力項目説明

① 11行目 申請内容：先に「申請の種類」を選択のうえ本項目で選択入力ください。

申請の種類	選択内容
新規登録申請	この申請書により、ストックヤード運営事業の登録を申請します。
更新申請	この申請書により、ストックヤード運営事業の登録の更新を申請します。
変更届け	この変更届出書により、ストックヤード運営事業の登録事項の変更を届け出ます。

② 12行目 申請・届出年月日：申請又は届出の申請年月日を入力ください。

※「更新申請」又は「変更届」の際にも、忘れず**申請(届出)年月日を入力**ください。

③ 13行目 申請先の地方整備局長等の名称：17行目の「都道府県」（申請者の主たる事務所の所在地）に応じて自動表示されます。

④ 16行目 商号、名称又は氏名：申請者が法人である場合には会社名等を、個人である場合には本人の氏名を入力ください。

⑤ 17～19行目 主たる事務所の所在地・連絡先：申請者の主たる事務所（本社等）に関して所在地（住所）や連絡先を入力ください。

なお、E-mailアドレスについては申請手続き中及び登録期間中の申請や届出、報告の手続きの送受信が可能なアドレスを記載ください。

⑥ 21行目 代表者の氏名：申請者が法人である場合には代表者名を入力ください（**個人登録の場合の氏名は、ここには入力しないこと**）。

⑦ 27～45行目 役員等又は支配人の氏名等：様式に記載の説明を参照ください。

⑧ 46～57行目 法定代理人：未成年者であり法定代理人を設けている場合に入力ください。

- ⑨ 58行目 事業年度の開始日：規程第7条第1項により毎事業年度終了後3か月以内に行う「土砂搬入搬出管理年報（1年間）」の提出期限を規定する日付となりますので、申請者で定める事業年度の開始日を記載ください。
- ⑩ 61～63行目 関連許可等：該当する許可や登録の有無を入力ください。  
なお、該当する許可や登録を有する場合には、これらの許可証等の写しを添付することで、その他の添付書類の一部を省略できます。
- ⑪ 65行目 取扱う土質や料金表等の情報：申請者があるストックヤードで取扱う建設発生土の土質や料金、受入れ条件等について、インターネットによる情報提供をされている場合には、代表ページのURLを入力ください（任意入力）。

### 3. 申請書（2）について ～ストックヤード登録～

- (1) シート「申請書（2）」は、ストックヤードに関する申請になります。  
「変更」「解除」の際であってもすべての項目を記載（変更箇所以外も記載したままとする）し、**変更箇所は赤文字**としてください。
- (2) 登録申請するストックヤードごとに「申請書（2-1）～申請書（2-10）」の順番で入力ください  
登録された後は、（申請書2-1）から（申請書2-2）へなどの記載内容の移替え等を行わないでください。  
また、登録を「解除」した場合や「抹消」された場合も、当該シートの記載内容を削除しないでください。
- (3) 「登録の種類」の選択  
申請書（2）の申請内容に応じて『新規』『変更』『解除（自主的）』のいずれかを選択してください。

	申請書（2）			
	箇所追加あり	記載変更あり	登録を解除する	変更なし
新規登録申請	新規	—	—	—
更新申請 変更届	新規	変更	解除（自主的）	登録済み （選択変更しない）

- ※1 「登録済み」「抹消（取消処分）」は受付側で選択する項目となりますので、申請者は選択しないでください。
- ※2 「抹消（取消処分）」「解除（自主的）」後に再登録を行う場合には、返送された登録済の申請書ファイルを利用のうえ「新規」を選択ください。
- ※3 全てのストックヤードを登録解除する場合は、廃業等届出書を提出ください。

- (4) その他の入力項目説明
  - ①10行目 名称：当該ストックヤードの名称を入力ください（名称がない場合は名称を付けてください）。
  - ②10～11行目 所在地：当該ストックヤードの所在地を郵便番号、都道府県、市区町村及び地番までを入力ください。
  - ③11行目 TEL：当該ストックヤードを管理する事務所等の電話番号がある場合入力ください。
  - ④12行目 最大堆積可能量：当該ストックヤードで安全に堆積可能な最大量を記載ください。  
その際、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）規定する許可や届出が必要なストックヤードにあつては、同法に基づく土石の堆積（一時堆積）に関する技術的基準、及び地方公共団体の土砂の埋立て等に関する条例（条例の名称は地方公共団体によって異なる）の許可や届出を要するストックヤードあつては、当該条例の規則で規定する安全基準その他これらの技術的基準等により必要な対策を講じたうえで堆積可能な最大量を記載ください。

⑤15～24行目 許可等の状況：当該ストックヤードが記載された法令等の許可や届出、認可等を要するか否か、また、これらの許可等の有無を選択入力ください。

なお、民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証は現時点で該当なし（令和5年3月13日現在）

⑥28～32行目 取扱う土質区分：当該ストックヤードで受入れ時及び搬出時（販売）に取扱う土砂の土質の区分について、該当する全ての□をクリックして☑としてください。

なお、本項目はストックヤード利用者に対して情報提供するものであるため搬出時のうち「土砂処分場への処分」のための搬出土砂の土質区分は記載対象外とします。

土質区分については、「発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）」を参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyuu/hasseido/060810kijyun.pdf>

本項目に関する「変更」の際の「赤文字」は□や☑ではなく、項目名「第1種建設発生土」等の文字に対して行ってください。

また、より詳細な情報を自社でインターネットにより提供されている場合には、併せて申請書（1）に代表ページのURLを入力（任意）ください。

⑦35行目 受入れ条件：当該ストックヤードへの土砂受入れ条件の概要について、該当する全ての□をクリックして☑としてください

- 公共工事限定            ..... 搬入元を公共工事に限定している場合
- 自社関係工事限定       ..... 搬入元を自社又は関連会社が行う工事に限定している場合
- 搬入元制限なし         ..... 搬入元の種類によって特に制限を設けていない場合
- 応相談                   ..... 個別に調整を要する場合

本項目に関する「変更」の際の「赤文字」は□や☑ではなく、項目名「公共工事限定」等の文字に対して行ってください

また、より詳細な情報を自社でインターネットにより提供されている場合には、併せて申請書（1）に代表ページのURLを入力（任意）ください。

#### 4. 「誓約書」について

①各誓約事項を確認のうえ該当項目の□をクリックし☑としてください。

②申請者、申請者の役員等、申請者の支配人、法定代理人及び法定代理人の役員のいずれかに変更があった場合には誓約書を再提出ください。

③「変更」の際の「赤文字」は最下段の会社名や代表者名、法定代理人についてのみ行ってください。

#### 5. 申請書ファイルにおける編集制限の内容（参考）

本申請書ファイルでは、以下の編集の制限を設定しています

	入力箇所以外の変更	セル書式設定	行の挿入	列の挿入	行の削除	列の削除
申請書（1）	×	○	×	×	×	×
申請書（2）	×	○	×	×	×	×
誓約書	×	○	×	×	×	×

※行及び列単位の書式設定は不可

その他、ファイル内のシート構成変更について編集の制限を行っています。

## 6. 申請にあたり「申請書ファイル」以外に必要な添付書類

規程第4条第2項各号に定める添付書類の概要は次のとおり

なお、送付方法の詳細は「ストックヤード運営事業者の登録申請等の電子メール提出要領」を参照ください。

種類	適用	備考
申請書(1)(2)	申請書ファイル内	
誓約書	申請書ファイル内	
役員等の住所等に関する調書	別途ファイル	法人の役員・本人・支配人・法定代理人・法定代理人の役員の住所、生年月日等
身分証明書(破産者に該当しない)	別途添付	本籍の市町村で発行する証明書
登記事項証明及び定款	別途添付	
法定代理人の登記事項証明	別途添付	
許可証等の写し	別途添付	
土砂搬入搬出管理票(新規)	別途ファイル	

※規程第4条第1項第7号のイ～ハ又は同項9号のハ又はニに関する許可や登録、認可(申請書(1)で入力を求めているもの)を証する許可証等の写しを添付する場合には、これらの書類の添付を省略することができます。

ストックヤード運営事業者登録申請書兼変更届出書				
登録の種類	新規・更新・変更から 選択	※登録番号		
		※登録年月日	令和 年 月 日	
		※登録有効期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日	
まず「登録の種類」を選択後、本欄で表示された項目を選択入力ください。				
令和 年 月 日				
※都道府県より申請先を表示 殿				
フリガナ				
商号、名称又は氏名				
主たる事務所の 所在地・連絡先	郵便番号（ - ）	都道府県	都道府県を選択	
		TEL	- -	
	E-mail			
法人である 場合	フリガナ 代表者の氏名			
・法人である場合の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。）を含む。）及び支配人の氏名及び役名等 ・個人である場合の本人及び支配人の氏名				
フリガナ 氏名	役名等（常勤・非常勤）	フリガナ 氏名	役名等（常勤・非常勤）	
未成年者である 場合の 法定代理人	法定代理人 が個人である 場合	フリガナ 氏名		
		住所	郵便番号（ - ） TEL: - -	
	法定代理人 が法人である 場合	フリガナ 商号又は名称		
		住所	郵便番号（ - ） TEL: - -	
		フリガナ 役員等の氏名		
		役名等 (常勤・非常勤)		
事業者が定める 事業年度の開始日		月	日	
関連する許可等の状況				
名称		許可等の有無		
建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可		有/無		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項のいずれかの規定による許可		有/無		
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録		有/無		
取り扱う土質や料金表等の情報に関する自社のインターネット掲載状況（任意）				
掲載URL				

## 備 考

- ※印のある欄には、申請者は記入しないこと。
- 「登録の種類」については、新規申請の場合は「新規」を、登録の更新の場合（更新の際に申請書の記載事項に変更がある場合を含む。）は「更新」を、その他「更新」以外で申請書の記載事項に変更が生じた場合は「変更」を選択すること。
- 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載し、常勤・非常勤の別を記載することは要しない。
- 申請者又は届出者は、国が登録審査にあたり実施する警察当局への意見聴取に際し、本申請書（添付書類を含む。）に記載した個人情報（法人である場合の役員（代表者を含む。）又は支配人若しくは個人である場合の個人、支配人若しくは法定代理人に係るもの）を警察当局に提供されることについて、それぞれ同意を得て申請又は届出を行うこと。
- 更新申請又は変更届に際して前回登録から**変更のあった内容は赤字**（項目削除を除く）とすること。

ストックヤード（1箇所目）			
登録の種類	新規・変更・解除 から選択	※登録番号	
		※登録年月日	令和 年 月 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ		郵便番号	( - )
名称		所在地	都道府県 都道府県を選択
TEL	- -		
最大堆積可能量			m <sup>3</sup>
当該ストックヤードに関する許可等の状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可		要/否	有/無
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出		要/否	有/無
鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可		要/否	有/無
採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項の規定による認可		要/否	有/無
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項の規定による認可		要/否	有/無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出		要/否	有/無
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定			有/無
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証			有/無
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出（販売）土質区分（処分目的を除く）	
<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土		<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第1種改良土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種改良土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種改良土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種改良土 <input type="checkbox"/> 泥土	
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input type="checkbox"/> 公共工事限定 <input type="checkbox"/> 自社関係工事限定 <input type="checkbox"/> 搬入元制限なし <input type="checkbox"/> 応相談			

備考

- ※印のある欄には、申請者は記入しないこと。
- 登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除申請をする場合「解除」を選択すること。
- 変更の際して前回登録から**変更を行う内容は赤字**（項目削除を除く）とすること。なお、「又は」の場合は、その右側の項目名を赤字とすること。
- ストックヤードの申請は、必ず申請書(2-1)から順に記載し、申請後はシート入れ替や削除、内容の入替えをしないこと（「解除」又は「抹消」の場合も同じ）。
- 以下のストックヤードは申請することができない。
  - ・規程第4条第1項第7号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
  - ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 取り扱う土質の区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び建設汚泥処理土利用技術基準（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）による区分を標準とする。  
 なお、搬出（販売）土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。
- 受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号（1）にURLを記載すること。

ストックヤード（2箇所目）			
登録の種類	新規・変更・解除 から選択	※登録番号	
		※登録年月日	令和 年 月 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ		郵便番号	( - )
名称		所在地	都道府県 都道府県を選択
TEL	- -		
最大堆積可能量			m <sup>3</sup>
当該ストックヤードに関する許可等の状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可		要/否	有/無
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出		要/否	有/無
鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可		要/否	有/無
採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項の規定による認可		要/否	有/無
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項の規定による認可		要/否	有/無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出		要/否	有/無
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定			有/無
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証			有/無
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出（販売）土質区分（処分目的を除く）	
<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土		<input type="checkbox"/> 第1種改良土 <input type="checkbox"/> 第2種改良土 <input type="checkbox"/> 第3種改良土 <input type="checkbox"/> 第4種改良土 <input type="checkbox"/> 泥土	
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input type="checkbox"/> 公共工事限定 <input type="checkbox"/> 自社関係工事限定 <input type="checkbox"/> 搬入元制限なし <input type="checkbox"/> 応相談			

備考

- ※印のある欄には、申請者は記入しないこと。
- 登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除申請をする場合「解除」を選択すること。
- 変更の際して前回登録から**変更を行う内容は赤字**（項目削除を除く）とすること。なお、「又は」の場合は、その右側の項目名を赤字とすること。
- ストックヤードの申請は、必ず申請書(2-1)から順に記載し、申請後はシート入れ替や削除、内容の入替えをしないこと（「解除」又は「抹消」の場合も同じ）。
- 以下のストックヤードは申請することができない。
  - ・規程第4条第1項第7号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
  - ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 取り扱う土質の区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び建設汚泥処理土利用技術基準（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）による区分を標準とする。  
 なお、搬出（販売）土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。
- 受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号（1）にURLを記載すること。



ストックヤード（3箇所目）			
登録の種類	新規・変更・解除 から選択	※登録番号	
		※登録年月日	令和 年 月 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ		郵便番号	( - )
名称		所在地	都道府県 都道府県を選択
TEL	- -		
最大堆積可能量			m <sup>3</sup>
当該ストックヤードに関する許可等の状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可		要/否	有/無
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出		要/否	有/無
鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可		要/否	有/無
採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項の規定による認可		要/否	有/無
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項の規定による認可		要/否	有/無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出		要/否	有/無
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定			有/無
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証			有/無
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出（販売）土質区分（処分目的を除く）	
<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土		<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土	
<input type="checkbox"/> 第1種改良土 <input type="checkbox"/> 第2種改良土 <input type="checkbox"/> 第3種改良土 <input type="checkbox"/> 第4種改良土			
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input type="checkbox"/> 公共工事限定 <input type="checkbox"/> 自社関係工事限定 <input type="checkbox"/> 搬入元制限なし <input checked="" type="checkbox"/> 応相談			

備考

- ※印のある欄には、申請者は記入しないこと。
- 登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除申請をする場合「解除」を選択すること。
- 変更の際して前回登録から**変更を行う内容は赤字**（項目削除を除く）とすること。なお、「又は」の場合は、その右側の項目名を赤字とすること。
- ストックヤードの申請は、必ず申請書(2-1)から順に記載し、申請後はシート入れ替や削除、内容の入替えをしないこと（「解除」又は「抹消」の場合も同じ）。
- 以下のストックヤードは申請することができない。
  - ・規程第4条第1項第7号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
  - ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 取り扱う土質の区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び建設汚泥処理土利用技術基準（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）による区分を標準とする。  
なお、搬出（販売）土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。
- 受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号（1）にURLを記載すること。

ストックヤード（4箇所目）			
登録の種類	新規・変更・解除 から選択	※登録番号	
		※登録年月日	令和 年 月 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ		郵便番号	( - )
名称		所在地	都道府県 都道府県を選択
TEL	- -		
最大堆積可能量			m <sup>3</sup>
当該ストックヤードに関する許可等の状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可		要/否	有/無
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出		要/否	有/無
鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可		要/否	有/無
採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項の規定による認可		要/否	有/無
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項の規定による認可		要/否	有/無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出		要/否	有/無
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定			有/無
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証			有/無
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出（販売）土質区分（処分目的を除く）	
<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土		<input type="checkbox"/> 第1種改良土 <input type="checkbox"/> 第2種改良土 <input type="checkbox"/> 第3種改良土 <input type="checkbox"/> 第4種改良土 <input type="checkbox"/> 泥土	
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input type="checkbox"/> 公共工事限定 <input type="checkbox"/> 自社関係工事限定 <input type="checkbox"/> 搬入元制限なし <input type="checkbox"/> 応相談			

備考

- ※印のある欄には、申請者は記入しないこと。
- 登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除申請をする場合「解除」を選択すること。
- 変更の際して前回登録から**変更を行う内容は赤字**（項目削除を除く）とすること。なお、「又は」の場合は、その右側の項目名を赤字とすること。
- ストックヤードの申請は、必ず申請書(2-1)から順に記載し、申請後はシート入れ替や削除、内容の入替えをしないこと（「解除」又は「抹消」の場合も同じ）。
- 以下のストックヤードは申請することができない。
  - ・規程第4条第1項第7号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
  - ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 取り扱う土質の区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び建設汚泥処理土利用技術基準（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）による区分を標準とする。  
 なお、搬出（販売）土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。
- 受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号（1）にURLを記載すること。

ストックヤード（5箇所目）			
登録の種類	新規・変更・解除 から選択	※登録番号	
		※登録年月日	令和 年 月 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ		郵便番号	( - )
名称		所在地	都道府県 都道府県を選択
TEL	- -		
最大堆積可能量			m <sup>3</sup>
当該ストックヤードに関する許可等の状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可		要/否	有/無
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出		要/否	有/無
鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可		要/否	有/無
採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項の規定による認可		要/否	有/無
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項の規定による認可		要/否	有/無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出		要/否	有/無
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定			有/無
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証			有/無
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出（販売）土質区分（処分目的を除く）	
<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土		<input type="checkbox"/> 第1種改良土 <input type="checkbox"/> 第2種改良土 <input type="checkbox"/> 第3種改良土 <input type="checkbox"/> 第4種改良土 <input type="checkbox"/> 泥土	
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input type="checkbox"/> 公共工事限定 <input type="checkbox"/> 自社関係工事限定 <input type="checkbox"/> 搬入元制限なし <input type="checkbox"/> 応相談			

備考

- ※印のある欄には、申請者は記入しないこと。
- 登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除申請をする場合「解除」を選択すること。
- 変更の際して前回登録から**変更を行う内容は赤字**（項目削除を除く）とすること。なお、「又は」の場合は、その右側の項目名を赤字とすること。
- ストックヤードの申請は、必ず申請書(2-1)から順に記載し、申請後はシート入れ替や削除、内容の入替えをしないこと（「解除」又は「抹消」の場合も同じ）。
- 以下のストックヤードは申請することができない。
  - ・規程第4条第1項第7号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
  - ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 取り扱う土質の区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び建設汚泥処理土利用技術基準（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）による区分を標準とする。  
 なお、搬出（販売）土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。
- 受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号（1）にURLを記載すること。

ストックヤード（6箇所目）			
登録の種類	新規・変更・解除 から選択	※登録番号	
		※登録年月日	令和 年 月 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ		郵便番号	( - )
名称		所在地	都道府県 都道府県を選択
TEL	- -		
最大堆積可能量			m <sup>3</sup>
当該ストックヤードに関する許可等の状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可		要/否	有/無
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出		要/否	有/無
鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可		要/否	有/無
採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項の規定による認可		要/否	有/無
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項の規定による認可		要/否	有/無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出		要/否	有/無
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定			有/無
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証			有/無
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出（販売）土質区分（処分目的を除く）	
<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土		<input type="checkbox"/> 第1種改良土 <input type="checkbox"/> 第2種改良土 <input type="checkbox"/> 第3種改良土 <input type="checkbox"/> 第4種改良土 <input type="checkbox"/> 泥土	
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input type="checkbox"/> 公共工事限定 <input type="checkbox"/> 自社関係工事限定 <input type="checkbox"/> 搬入元制限なし <input type="checkbox"/> 応相談			

## 備考

- ※印のある欄には、申請者は記入しないこと。
- 登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除申請をする場合「解除」を選択すること。
- 変更の際して前回登録から**変更を行う内容は赤字**（項目削除を除く）とすること。なお、「又は」の場合は、その右側の項目名を赤字とすること。
- ストックヤードの申請は、必ず申請書(2-1)から順に記載し、申請後はシート入れ替や削除、内容の入替えをしないこと（「解除」又は「抹消」の場合も同じ）。
- 以下のストックヤードは申請することができない。
  - ・規程第4条第1項第7号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
  - ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 取り扱う土質の区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び建設汚泥処理土利用技術基準（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）による区分を標準とする。  
 なお、搬出（販売）土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。
- 受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号（1）にURLを記載すること。

ストックヤード（7箇所目）			
登録の種類	新規・変更・解除 から選択	※登録番号	
		※登録年月日	令和 年 月 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ		郵便番号	( - )
名称		所在地	都道府県 都道府県を選択
TEL	- -		
最大堆積可能量			m <sup>3</sup>
当該ストックヤードに関する許可等の状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可		要/否	有/無
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出		要/否	有/無
鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可		要/否	有/無
採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項の規定による認可		要/否	有/無
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項の規定による認可		要/否	有/無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出		要/否	有/無
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定			有/無
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証			有/無
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出（販売）土質区分（処分目的を除く）	
<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土		<input type="checkbox"/> 第1種改良土 <input type="checkbox"/> 第2種改良土 <input type="checkbox"/> 第3種改良土 <input type="checkbox"/> 第4種改良土 <input type="checkbox"/> 泥土	
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input type="checkbox"/> 公共工事限定 <input type="checkbox"/> 自社関係工事限定 <input type="checkbox"/> 搬入元制限なし <input type="checkbox"/> 応相談			

備考

- ※印のある欄には、申請者は記入しないこと。
- 登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除申請をする場合「解除」を選択すること。
- 変更の際して前回登録から**変更を行う内容は赤字**（項目削除を除く）とすること。なお、「又は」の場合は、その右側の項目名を赤字とすること。
- ストックヤードの申請は、必ず申請書(2-1)から順に記載し、申請後はシート入れ替や削除、内容の入替えをしないこと（「解除」又は「抹消」の場合も同じ）。
- 以下のストックヤードは申請することができない。
  - ・規程第4条第1項第7号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
  - ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 取り扱う土質の区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び建設汚泥処理土利用技術基準（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）による区分を標準とする。  
 なお、搬出（販売）土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。
- 受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号（1）にURLを記載すること。

ストックヤード（8箇所目）			
登録の種類	新規・変更・解除 から選択	※登録番号	
		※登録年月日	令和 年 月 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ		郵便番号	( - )
名称		所在地	都道府県 都道府県を選択
TEL	- -		
最大堆積可能量			m <sup>3</sup>
当該ストックヤードに関する許可等の状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可		要/否	有/無
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出		要/否	有/無
鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可		要/否	有/無
採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項の規定による認可		要/否	有/無
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項の規定による認可		要/否	有/無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出		要/否	有/無
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定			有/無
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証			有/無
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出（販売）土質区分（処分目的を除く）	
<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土		<input type="checkbox"/> 第1種改良土 <input type="checkbox"/> 第2種改良土 <input type="checkbox"/> 第3種改良土 <input type="checkbox"/> 第4種改良土 <input type="checkbox"/> 泥土	
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input type="checkbox"/> 公共工事限定 <input type="checkbox"/> 自社関係工事限定 <input type="checkbox"/> 搬入元制限なし <input type="checkbox"/> 応相談			

備考

- ※印のある欄には、申請者は記入しないこと。
- 登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除申請をする場合「解除」を選択すること。
- 変更の際して前回登録から**変更を行う内容は赤字**（項目削除を除く）とすること。なお、「又は」の場合は、その右側の項目名を赤字とすること。
- ストックヤードの申請は、必ず申請書(2-1)から順に記載し、申請後はシート入れ替や削除、内容の入替えをしないこと（「解除」又は「抹消」の場合も同じ）。
- 以下のストックヤードは申請することができない。
  - ・規程第4条第1項第7号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
  - ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 取り扱う土質の区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び建設汚泥処理土利用技術基準（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）による区分を標準とする。  
 なお、搬出（販売）土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。
- 受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号（1）にURLを記載すること。

ストックヤード（9箇所目）			
登録の種類	新規・変更・解除 から選択	※登録番号	
		※登録年月日	令和 年 月 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ		郵便番号	( - )
名称		所在地	都道府県 都道府県を選択
TEL	- -		
最大堆積可能量			m <sup>3</sup>
当該ストックヤードに関する許可等の状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可		要/否	有/無
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出		要/否	有/無
鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可		要/否	有/無
採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項の規定による認可		要/否	有/無
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項の規定による認可		要/否	有/無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出		要/否	有/無
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定			有/無
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証			有/無
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出（販売）土質区分（処分目的を除く）	
<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土		<input type="checkbox"/> 第1種改良土 <input type="checkbox"/> 第2種改良土 <input type="checkbox"/> 第3種改良土 <input type="checkbox"/> 第4種改良土 <input type="checkbox"/> 泥土	
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input type="checkbox"/> 公共工事限定 <input type="checkbox"/> 自社関係工事限定 <input type="checkbox"/> 搬入元制限なし <input type="checkbox"/> 応相談			

備考

- ※印のある欄には、申請者は記入しないこと。
- 登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除申請をする場合「解除」を選択すること。
- 変更の際して前回登録から**変更を行う内容は赤字**（項目削除を除く）とすること。なお、「又は」の場合は、その右側の項目名を赤字とすること。
- ストックヤードの申請は、必ず申請書(2-1)から順に記載し、申請後はシート入れ替や削除、内容の入替えをしないこと（「解除」又は「抹消」の場合も同じ）。
- 以下のストックヤードは申請することができない。
  - ・規程第4条第1項第7号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
  - ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 取り扱う土質の区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び建設汚泥処理土利用技術基準（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）による区分を標準とする。  
 なお、搬出（販売）土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。
- 受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号（1）にURLを記載すること。

ストックヤード（10箇所目）			
登録の種類	新規・変更・解除 から選択	※登録番号	
		※登録年月日	令和 年 月 日
		※解除年月日	令和 年 月 日
		※再登録制限解除日	令和 年 月 日
ストックヤードの名称及び所在地等			
フリガナ		郵便番号	( - )
名称		所在地	都道府県 都道府県を選択
TEL	- -		
最大堆積可能量			m <sup>3</sup>
当該ストックヤードに関する許可等の状況			
名称		許可等の要否	許可等の有無
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可		要/否	有/無
宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出		要/否	有/無
鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可		要/否	有/無
採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項の規定による認可		要/否	有/無
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項の規定による認可		要/否	有/無
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による許可		要/否	有/無
地方公共団体が制定した土砂の埋立て等に関する規制条例の規定による届出		要/否	有/無
地方公共団体による土質改良プラント認定制度による認定			有/無
民間団体による土質改良プラント又はストックヤードの認証制度による認証			有/無
当該ストックヤードで取扱う土質の区分			
受入れ土質区分		搬出（販売）土質区分（処分目的を除く）	
<input type="checkbox"/> 第1種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第2種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第3種建設発生土 <input type="checkbox"/> 第4種建設発生土 <input type="checkbox"/> 泥土		<input type="checkbox"/> 第1種改良土 <input type="checkbox"/> 第2種改良土 <input type="checkbox"/> 第3種改良土 <input type="checkbox"/> 第4種改良土 <input type="checkbox"/> 泥土	
当該ストックヤードの受入れ条件の概要			
<input type="checkbox"/> 公共工事限定 <input type="checkbox"/> 自社関係工事限定 <input type="checkbox"/> 搬入元制限なし <input type="checkbox"/> 応相談			

## 備考

- ※印のある欄には、申請者は記入しないこと。
- 登録内容に変更が生じた場合は「変更」を、登録済みのストックヤードの解除申請をする場合「解除」を選択すること。
- 変更の際して前回登録から**変更を行う内容は赤字**（項目削除を除く）とすること。なお、「又は」の場合は、その右側の項目名を赤字とすること。
- ストックヤードの申請は、必ず申請書(2-1)から順に記載し、申請後はシート入れ替や削除、内容の入替えをしないこと（「解除」又は「抹消」の場合も同じ）。
- 以下のストックヤードは申請することができない。
  - ・規程第4条第1項第7号イからへまでに掲げる許可、認可又は届出を要するにもかかわらずこれらの許可若しくは認可を受けていないもの又は届出を行っていないもの
  - ・規程第7条第2項第1号、第2号、第5号、第7号又は第9号に掲げる勧告又は命令を受け、必要な措置を完了していないもの
- 取り扱う土質の区分は、発生土利用基準（国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号、平成18年8月10日）及び建設汚泥処理土利用技術基準（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）による区分を標準とする。  
 なお、搬出（販売）土質の区分については、ストックヤード利用者に対する情報提供を目的としたものであり、他工事等への利用や販売を目的としたものに限るものとし、土砂処分場等への搬出を目的とする場合には記載を要しない。
- 受入れ条件の記載は、国が登録ストックヤードの一覧表を公表した際に、当該施設を利用しようとする者が参照する概要情報として記載する。なお、受入れ条件等の詳細については、必要に応じて運営事業者でインターネットにより情報提供に努めることとし、インターネットによる情報提供を行っている場合は別記様式第1号（1）にURLを記載すること。



## 誓 約 書

申請者、申請者の役員等、申請者の支配人〔、法定代理人及び法定代理人の役員〕は、以下の項目に該当しない者であることを誓約します。

- (チェック)
- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- 二 スtockヤード運営事業者登録規程(以下「規程」という。)第19条第1項の規定により同項各号(第4号を除く。)に該当するものとして登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日の30日前まで当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)。
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項の規定を除く。)に違反し、若しくは刑法(明治40年法律第45号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に掲げる暴力団員又は同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)。
- 六 精神の機能の障害によりStockヤード運営事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
- 七 Stockヤード運営事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれのあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者。
- 九 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者。

申請者として、以下の業務を誠実に実施することを誓約します。

- (チェック)
- 一 Stockヤードから土砂を搬出しようとするとき(その搬出を他の者に委託して行おうとする場合を含む。)は、あらかじめ、規程第10条第1項の規定により搬出先の確認を行います。
- 二 Stockヤードからの土砂搬出を他者に委託しようとするときは、当該者に対し、搬出先の名称及び所在地並びに規程第10条第1項の規定による搬出先の確認結果を通知します。
- 三 土砂搬出を委託した者に対し支払うべき代金に、土砂の運搬費その他の土砂の処理に要する経費を適切に反映するよう努めます。
- 四 Stockヤードに土砂を搬入したときは、当該土砂の搬入元に対し、規程第11条第1項の規定により受領書を交付します。
- 五 Stockヤードから他の工事現場等に土砂を搬出したときは、規程第11条第2項の規定により搬出先に対し受領書の交付を求め、同条第3項の規定により搬出先の名称及び所在地が規程第10条第1項の規定により確認した搬出先と一致することを確認します。
- 六 規程第10条第1項の規定により確認した搬出先から他の搬出先に運搬されたときは、当該他の搬出先が規程第11条第4項各号に該当する場合を除き、速やかに当該搬出先の名称、所在地、搬出量等を記載した書面を作成します。また、更に他の搬出先へ搬出されたときも同様にします。
- 七 土砂の搬入及び搬出にあたり、搬入元又は搬出先ごとに、土砂の搬入量又は搬出量を管理し、記録します。
- 八 自ら法令を遵守するとともに、Stockヤードに土砂を搬入し、又は当該Stockヤードから土砂を搬出する者に対し、土砂の搬入又は搬出に使用する車両において過積載を行わないよう周知するとともに、土砂の搬入又は搬出に関する法令を遵守するよう指導に努めます。
- 九 規程第14条の規定により必要な記録等を保存します。
- 十 規程第15条の規定によりStockヤードを利用した者及び利用しようとする者から記録等の閲覧等の請求があったときは閲覧等に供します。
- 十一 規程第16条の規定によりStockヤードごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げます。

令和 年 月 日

【提出先を選択】 殿

商号又は名称  
氏名  
〔 法定代理人  
商号又は名称  
氏名 〕

※ 各誓約項目を全て確認し ✓ を入れる (□→☑)

※ 商号又は名称、代表者及び法定代理人、役員、支配人のいずれかに変更があった場合には、誓約書の内容を再確認し変更届を行うこと